

受講約款

お申込みされる前に必ずお読みください。

Yocto Project® Super Practical Online Course (LFD461-JP)受講約款

【約款管理番号：LFD461-JP_T0002】

お申込みされる前に本受講約款を慎重にお読みください。本講座は、下記の条件の下で受講いただけます。本受講約款の条件にご同意されない場合は、本講座のお申込をなさらないでください。

第1条（適用）

Yocto Project® Super Practical Online Course (LFD461-JP)受講約款（以下「本約款」）は、The Linux Foundation 認定トレーニングパートナーのリネオソリューションズ株式会社（以下「リネオ」）が開催する Yocto Project® Super Practical Online Course (LFD461-JP)（以下「本講座」）の受講に関わる一切に適用されます。

第2条（受講契約の成立）

1. お客様が、リネオが講座情報等を記入した別紙添付の『受講申込書』にお客様および受講者の情報を記載しリネオに提出、リネオより『受講申込確定』の通知を受講者にお送りすることによりお客様との本講座の受講契約が成立します。以下、受講契約が成立したお客様をユーザーとします。
2. ユーザーは、本講座の受講契約成立後の解約はできません。なお、ユーザーの都合により申込みした講座が受講できなくなった場合には、リネオはユーザーとの間で受講日程などを調整し、ユーザーが可能な限り別の開催日に受講できるように便宜を図るものとします。
3. リネオは、『受講申込書』に以下の事由があると認めた際には、お申込みをお断りし『受講申込確定』の通知を送付しない場合や送付後でも受講契約を解除する場合があります。また、その理由について一切の通知義務を負わず、お客様もしくはユーザーが被った不利益または損失についても理由を問わず一切の責任を負いません。
 - 1) 『受講申込書』の内容に虚偽の記載がある場合
 - 2) 本約款に違反した場合、および過去に違反したことがある受講者からの申込である場合
 - 3) その他、リネオが受講をお断りすることが相当と判断した場合

第3条（受講情報の管理）

1. ユーザーは、リネオより通知の受講に関わる情報をユーザー自身の責任にて管理するものとします。
2. ユーザーは、いかなる場合にも受講に関わる情報を第三者に貸与または譲渡することはできません。
3. ユーザーは、受講申込書記載の受講者の変更がある場合、その旨をリネオに申し出て協議するものとします。

第4条（個人情報管理）

1. リネオは、『受講申込書』その他の方法により取得したユーザーの受講者情報を、リネオのプライバシーポリシーに基づき厳重に管理します。
2. リネオは、『受講申込書』その他の方法により取得したユーザーの受講者情報を、以下の場

受講約款

お申込みされる前に必ずお読みください。

合のみ第三者と共有します。

1) The Linux Foundation

リネオは、The Linux Foundation 認定トレーニングパートナーとして The Linux Foundation とユーザーの受講者情報を共有し、The Linux Foundation は、本講座の修了証を発行します。なお、共有されたユーザーの受講者情報は The Linux Foundation のプライバシーポリシーに基づき管理されます。

2) サイバートラスト株式会社

リネオは、リネオの親会社であるサイバートラスト株式会社とユーザーの受講者情報を共有し、営業およびマーケティング活動に利用いたします。なお、共有されたユーザーの受講者情報はサイバートラスト株式会社のプライバシーポリシーに基づき管理されます。

第5条（役務の提供および対価の支払）

1. リネオは、ユーザーが申込みをした講座の「講座内容詳細」に記載の役務をユーザーに対し提供します。
2. ユーザーは、本講座受講の対価として、リネオが別途定める受講料金を支払うものとし、支払い条件は、受講月の月末締めで、その翌月末までにリネオ指定の銀行口座宛現金振り込みによるものとします。

第6条（禁止事項）

1. ユーザーは、本講座の受講にあたり、以下の行為をしてはいけません。
 - 1) ユーザーが申し込んだ受講者以外の者が本講座を受講できるようにすること
 - 2) 本講座の録音および録画をすること
 - 3) 本講座の教材の複製、複写、配布、貸出および改変をすること
 - 4) 本講座の運営に妨げとなる行為およびそのおそれがある行為をすること
 - 5) 他のユーザーに関する受講者情報等を収集する行為をすること
 - 6) リネオの本講座運営に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為をすること
 - 7) その他、リネオが不適切と判断する行為をすること
2. リネオは、ユーザーによる前条の禁止事項により損害を被った場合、ユーザーはその損害を賠償するものとします。

第7条（本講座の提供の中止および延期）

1. リネオは、以下の事由があると判断した場合、受講者に速やかに通知し、本講座を中止もしくは延期します。
 - 1) 本講座を実施するリネオの設備および機材、リネオと受講者とのネットワーク、ならびに本講座提供のシステムなどに不具合が発見された場合
2. リネオは、以下の事由があると判断した場合、受講者に通知することなく、本講座を中止もしくは延期します。
 - 1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本講座の提供が困難となった場合
 - 2) 本講座を実施するリネオの設備および機材、リネオと受講者とのネットワーク、ならびに本講座提供のシステムなどに不具合があった場合で、リネオが受講者に連絡ができな

受講約款

お申込みされる前に必ずお読みください。

い場合

3. 前二項による本講座の中止および延期は、開催が可能となった時点で、リネオよりその旨受講者に通知し、受講者の受講をアレンジするものとします。
4. リネオは、本条に定める本講座の中止または延期に関してユーザーが被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第8条（受講契約の終了）

1. 本講座の終了をもって受講契約の終了とします。なお、受講契約の終了に際し、受講者はリネオより受講者に依頼する業務完了報告書に所定事項を記入しリネオに返送するものとします。
2. リネオは、受講者が本約款に違反した場合には、受講契約を解除することができます。

第9条（免責事項）

1. リネオが本講座に関して負う責任は、本約款に記載された事項のみとし、それ以外の責任は一切負わないものとします。
2. リネオが、前条により何らかの責任を負う場合、リネオが受領したユーザーの支払い済み受講料の額を上限とします。
3. リネオは、本講座の受講に関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた、情報の提供、取引もしくは紛争などについて一切責任を負いません。

第10条（本講座に関する情報の掲示）

1. リネオは本講座の開催情報に関し、適宜自社の Web に掲示します。
2. リネオは、第7条の受講者への通知を自社の Web への掲示にて行う場合があります。

第11条（本講座内容の変更および中止等）

リネオは、お客様に通知することなく、本講座の内容を変更することができるものとし、この変更によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条（本約款の変更）

リネオは、事情により告知なしに本約款の変更をすることができるものとします。

第13条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、リネオの書面による事前の承諾なく、本約款上の地位または本約款に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第14条（一般条項）

1. 本約款の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本講座に関して紛争が生じた場合は、リネオの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上